

○経済産業省令第二十二号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、一般高压ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月二十八日

経済産業大臣 甘利 明

一般高压ガス保安規則等の一部を改正する省令

（一般高压ガス保安規則の一部改正）

第一条 一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号イ中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加え、「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第三十の備考3中「ㄱㄷㄹ」を「ㄱㄷ」に改め、「ㄱㄷㄹ」を「ㄱㄷ」に改める。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第二条 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加え、「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第二十九の備考3中「許可申請」を「届出」に改め、「一申請」を「一申請届出」に改める。

様式第五十七の二中

事故発生の特 定消費設備	名	称		
	機	種	を	
	型	式		
	製	造	年	月

事故発生の特 定消費設備	製造者又は輸 入者の名称	称		
	機	種	に改める。	
	型	式		
	製	造	年	月

様式第五十八の二中「事故届書」を「事故報告書」に改め、同様式中

事故発生の特 定消費設備	名	称
-----------------	---	---

事故発生の特 定消費設備	製造者又は輸 入者の名称
-----------------	-----------------

			年	月	日
			日	月	年

を

			年	月	日
			日	月	年

に改める。

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第三条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号イ中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加え、「盲学校、ろう学校、養護学

校」を「特別支援学校」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号イ中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加え、「盲学校、ろう学校、養護学

校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。